



三土建第 15 号
平成 19 年 5 月 7 日

国土交通省道路局長 様

三 原 市 長



〒723-0015 三原市円一町二丁目 3-4
建設部土木建設課

中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号で依頼のこのことについては、下記のとおりです。

記

三原市は、旧三原市・本郷町・久井町・大和町の 1 市 3 町が平成 17 年 3 月に合併し、新三原市として、「海・山・空 夢ひろくまち」の理念のもとに町づくりを進めております。

この新市の一体的な発展のために、三原市長期総合計画(平成 18 年 3 月策定)において、国道・県道・市道の整備を重点課題と位置づけ、その推進に取り組んでおります。

現状の道路の整備状況に対して、三原市議会での論議はもとより、市域の各町内会や市民との市政懇談会においても、国道・県道・市道の各々に対する要望が多数出されているなど、道路の整備と維持管理に関する市民の満足度は決して高いとは言えず、これまで以上に重点的かつ効率的に取り組む必要があると考えております。

1. 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

1) 道路ネットワークの形成

高規格道路、国道、県道並びに市道がその効能を発揮するとともに、必要に応じて補完しあう道路ネットワークを形成する必要があります。

このネットワークの形成に当たっては、つぎの 4 点が特に優先度の高いものと考えております。

- ① 市域の骨格を形成する高規格道路の整備、特に、渋滞解消を図るべく計画された地域高規格道路の整備を最優先にすべきと考えます。

- ② 高規格道路のインターやランプ、空港・重要港湾・新幹線駅を連絡する主要県道・市道の整備による交通ネットワークの形成をすべきと考えます。
- ③ 災害等による交通止めに対応するための迂回路線の確保も、道路ネットワークの形成の重要な観点と考えます。
- ④ 高規格道路や幹線国道等の大きなネットワークの整備形成とともに、地域の生活を支える道路ネットワークとして、生活道路である県道や市道などの整備と維持管理も重要な観点と考えます。

2) 異常気象時等通行規制区間の解消と緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の指定区間内に異常気象時等の通行規制区間が存在している状況があり、危機管理の観点からも解消に向けた早急な取り組みが必要です。

2. 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

1) 供用目標の明示とスケジュール管理の徹底

事業の重要性・必要性を客観的に評価し実施するものについては、地元市町の支援・推進体制を前提として、供用時期を明示し、その達成に向けてスケジュール管理を徹底することが重要です。

特に、国等が実施する道路事業については、住民の理解と協力を得るためにも、また、関連市道整備など「町づくり」と密接に連携することから、供用時期の明示が必要です。

この具体策としての「目標宣言プロジェクトの展開」を、是非、お願いします。

3. その他、道路政策や道路の整備・管理全般について

1) 直轄国道の整備・維持管理の費用負担の在り方について

直轄国道事業の整備・維持管理の費用負担に関する現行制度では、都道府県の負担が必要であり、その財政状況の如何が事由となって、結果的に「真に必要な道路整備」が遅延する場合を心配しております。

このため、策定を進められている中期計画において「真に必要な道路整備」と位置づけられた直轄国道の整備と維持管理の費用負担の在り方について、全額について国費(道路特定財源)を充当するなど、道路管理者である国において確実に担保する仕組みを検討する必要があると考えます。